

## 平成29年4月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
4月3日	4月19日	<p><b>ごみの分別について</b> 赤紙が貼られているゴミが多い。そのため、自発的にごみステーションへ看板を設置する等を行い、ごみの分別改善に努めている。</p> <p>また、昨年の9月から赤紙が貼られたごみの数を調べており、目標は全ての組で1ヶタとなるよう活動していくつもりである。</p> <p>自分自身はそのような活動をしているが、行政はごみの分別改善(赤紙が貼られる数を減らす)ためにどのような対策をとっているのか。ごみの減量についてはよく聞かすが、その前にごみの分別の徹底が先ではないか。</p>	<p>ごみの分別の徹底について、お答えいたします。</p> <p>ごみの出し方につきましては、「ごみの出し方便利帳」や「ごみの年間収集計画表」の配付、ホームページやフェイスブックの活用、希望する自治会等への分別説明会の開催により、市民への周知徹底に努めているところです。</p> <p>また、沼津市に転入された方には、転入手続きの際にごみの出し方便利帳を配付し、年間収集計画表をお渡しする際は、ごみの出し方について個別に説明させていただくとともに、不動産協会等を通じて、入居者にごみの出し方のルールを徹底していただくようお願いしております。</p> <p>集積場所においては、違反ごみについて、その理由を記載したシールを貼り啓発するとともに、排出者が特定できる場合には、個別に訪問指導等も行っています。</p> <p>しかし、このような対策を講じてもお、他地区からのごみの排出や違反ごみの処理でお困りの自治会が後を絶ちません。市では、集積場所への啓発看板の支給や希望する自治会のごみ集積場所へ市職員を派遣し、排出指導も行っていますので、ご相談いただければ幸いです。</p> <p>今後とも、ごみの減量や分別排出等、本市廃棄物行政にご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	ごみ対策推進課
4月3日	4月19日	<p><b>地区センターの活用について</b> 地区センターではアルコールが禁止となっている。そのため、自治会等で催し物を行った後の打ち上げは、場所を変えて、集会所等で行うことになるが、なんのための地区センターか。</p> <p>アルコールについても、厳しい基準を設ける必要はあるが、それをクリアすればアルコール可にするべきではないか。そうした市民サービスを考えることが、「世界一元気な沼津」につながるのではないか。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>地区センターにつきましては、指定管理者として地域団体等で組織する地区コミュニティ推進委員会が管理運営を行っております。</p> <p>地区センターにおける飲酒につきましては、当該施設は多くの利用者が使う公共施設であり、隣接する部屋や他の利用者への影響や、施設管理職員が1名で対応する時間帯が多いことなどによる、施設管理上の保安性、職員の安全性の確保などの観点から、ご遠慮いただいているところであります。</p> <p>しかしながら、運動時などの適切な水分補給や午前・午後をまたがって利用する場合の昼食など、利用目的・状況に応じた飲食については認めているところです。</p> <p>今後、管理を行う地区コミュニティ推進委員会や利用者のご意見などを踏まえ、施設での飲食のあり方につきましては、調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解の程お願いします。</p>	地域自治課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
4月3日	4月19日	<p><b>沼川の放水路について</b> 沼川の放水路の早期建設を望む。 高架化ばかり話題にあがるが、放水路は市民の生命を救うもので、高架を推進する前に早期に完成させるべきではないか。今後の予定はどうなっているのか。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 静岡県が主体として実施している沼川新放水路整備事業は、本市西部地域の抜本的な治水対策として、本市にとりましても重要な事業と認識しております。 現在は、国道1号南側の用地取得がほぼ完了し、北側の用地についても平成28年度から買収に着手しています。また、平成29年度からは放水路の掘削工事にも着手し、平成44年度に完成予定と県から伺っております。 本市といたしましても、新放水路の一日も早い完成に向け、地元との調整を行うとともに、事業促進について県に強く要望してまいります。</p>	河川課
4月3日	4月19日	<p><b>史跡に設置された看板について</b> 市内の史跡において、記載内容の誤りが多い。 例えば第一小学校内にある大久保 忠佐(おおくぼ ただすけ)の碑についての看板では「沼津城城主」とあるが、正しくは「三枚橋城城主」である。沼津城は水野氏で、時代も約160年違う。 また、浮島中学校門前にあるムクの木は、源頼朝が馬を留めた伝説があるが、それについての記載で「わらの轡(くつわ)」を老人が献上した旨があるが、正しくは「わらの馬轡」ではないか。 その他、市内の史跡に設置された看板は、記載内容に誤りが多い。定期的にチェックするなど、行政側の努力をするべきではないか。</p>	<p>この度はご意見をいただきありがとうございます。 ご指摘いただいた大久保忠佐の碑についての看板は、沼津市教育委員会が設置した記録がなく、現地を確認しましたが見当たりませんでした。 碑そのものは、側面に「明治二十三年二月正四位子爵大久保忠禮建」とあり、大久保氏の関係者により設置されたようです。 また、源頼朝駒止めの棕に関する説明板については、平成22年度浮島地区教育振興会の記載があり、同会が設置したものようです。なお、説明板には「藁の馬のくつわ」と書かれています。 市内の史跡に設置された説明板等の設置者は、多様であり、その内容すべてについて把握している状況ではありませんが、教育委員会が設置したものについては、再度内容を確認するよう努めてまいります。</p>	文化振興課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
4月3日	4月19日	<p><b>図書館の展示スペースについて</b> 先日、市のPR目的(テーマ:市の歴史)のパネル展示を図書館内で実施したい旨相談したところ、「有料です」とだけ説明を受けた。 市のPR目的でも、料金が発生するのはおかしいのではないか。行政としてそうした活動を応援しなくても良いのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 展示ホール及び展示ケースのご利用についてお答えします。図書館4階の講座室、視聴覚ホール、展示ホール及び展示ケースは教育文化目的のために使用する場合に有料で貸出ししています。しかし、次のような理由があると認められるときは、使用料を減免することができます。</p> <p>1 図書館活動を助成する事業で、沼津市教育委員会が主催、共催、後援するもの及び沼津市立図書館が奨励するものは、「無料」となります。</p> <p>2 沼津市、沼津市教育委員会、市内の公共的団体等が主催するものは「半額」となります。</p> <p>個人の展示会、発表会等は、減免の対象になりませんが、市のPRが目的ということでしたら、内容が適切なものか確認する意味でも、教育委員会の後援等をとっていただきたくお願いいたします。</p> <p>なお、後援申請については、歴史・文化財などは文化振興課、生涯学習の推進などは生涯学習課が所管しており、内容を確認のうえ後援名義の使用許可をいたします。なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	市立図書館
4月5日	4月18日	<p><b>沼津駅喫煙所について</b> 早く沼津駅北口及び南口交番側にある喫煙所を撤去し、駅周辺は禁煙として下さい。</p>	<p>本市では、喫煙による身体及び財産上の被害を防止するため、道路、公園、河川、海岸等、屋外の公共空間における喫煙を規制する「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」を制定し、平成29年10月1日から、施行することといたしました。</p> <p>特に、沼津駅南北駅前広場や駅周辺道路等には「路上喫煙重点規制区域」を設け、区域内の路上喫煙を禁止いたします。</p> <p>なお、喫煙される方にも配慮し、駅南北にある喫煙スペースを指定喫煙場所として整備していくことといたしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	ごみ対策推進課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
4月5日	4月12日	<p><b>自転車の通行について</b>            自転車は一方通行を逆行に行く事は可能なのでしょうか。自転車って何を基準に走ったらいいかわからないので、一度広報ぬまづで特集していただけたらと思います。            また、自転車は、歩行者と同じ扱いだったり、車両扱いだったり、運転してる側も譲るべきかどうかを迷う時があります。昨日は三つ目ガード内で歩行中に小学生の一団が横一列に並んで自転車走行していて、端を歩いていたにも関わらず、よそ見運転の男の子とぶつかりそうになりました。春休み、夏休み、冬休み前には、小学校中学校でも自転車講習をしてほしいです。よろしくお願いします。</p>	<p>自転車は道路交通法(以下、「道交法」という。)第2条第1項第8号及び11号の規定により車両の一種として軽車両に区分されます。よって、車両として一方通行路を逆走することは道路交通法違反となります。            ただし、一方通行標識に「軽車両を除く」もしくは「自転車を除く」という補助標識のある場合には、自転車は逆走することが可能です。しかし道交法では、自転車は左側通行することが義務付けられており、前述の「軽車両を除く」「自転車を除く」という補助標識のある一方通行の場合においても、自転車は左側通行することとなります。            また、車道では自転車など軽車両は、他の軽車両との並進を禁止されておりますが、これについても普通自転車の「並進可」の道路標識がある道路では、2台までに限り並進することができます。            なお、自転車は運転手が乗車している場合は車両として扱われますが、運転手が降車し自転車を押して歩いている場合は歩行者として取り扱われ、歩行者同様に最優先されます。            現在、市内の小中学校では静岡県交通安全協会の交通安全指導員の協力のもと、児童を対象に安全な自転車の乗り方について学習と実習をする自転車講習を実施しておりますが、学校を通じ児童へさらなる講習内容の徹底を図ってまいります。            また、今後も警察をはじめとする関係団体と連携した講座や街頭指導を行うとともに、広報ぬまづによる周知を図ってまいります。</p>	地域自治課
4月10日	4月21日	<p><b>火災発生の放送について</b>            市内で火災が発生した際、近隣市町と同様、発生した場所の放送をしてほしい。            理由としては、近くで火災があってもわからない時があり、また年老いた親など親類等の付近で発生した場合の対応のため、検討をお願いします。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。            現在、同報無線の放送内容については、「緊急通信」「一般通信」及び「試験通信」があり、このうち、大規模な火災あるいは広域にわたって多くの家屋が延焼する恐れのある火災などについては、緊急通信として「大火災及び重大な交通事故等に関する情報」として放送いたします。            通常の火災については放送しておりませんが、これは、火災件数が、昨年度だけでも昼夜を問わず65件あり、すべての消防車出場機会を放送の対象とした場合、実用面において市民生活への迷惑や混乱を生じさせることが、事前に予想されることから、放送を差し控えております。            しかしながら、火災を含む災害情報につきましては、テレホンサービスで確認することができますので、ぜひご利用くださいますようお願いいたします。電話番号につきましては以下のとおりご案内します。</p> <p>災害情報テレホンサービス電話番号            055-926-0119            音声ガイダンスに従って沼津市は「01」をダイヤルしてください。</p>	危機管理課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
4月27日	5月16日	<p><b>ドラマ「フランケンシュタインの恋」ロケ地を活用した沼津のPRについて</b></p> <p>4月23日午後10時30分(フランケンシュタインの恋)初回が放送されました。撮影場所が香貴山がスタートであゆみ橋や仲見世商店街など、沼津の要所が多々出ました。主役が住む左官事務所が沼津市内の設定のようです。何回か放送すると思います。まだまだ沼津が出そうです。浜松の直虎より沼津市がアピール出来るチャンスです。ツイッターでは盛り上がっています。二階堂ふみかわいい、綾野剛の身体が半端じゃない、山に行ってみたい等々、今が沼津へ集客の好機だと思う。今の市長にぜひ活躍の一助に入れてもらいたい。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>現在、本市では、映画やテレビドラマ、CMなどの映像を通じたプロモーションとして、民間団体との協力のもと、撮影場所の誘致や撮影の支援を行うフィルムコミッション活動を幅広く展開しております。</p> <p>ご意見にもありましたとおり、現在放映中の「フランケンシュタインの恋」では、あゆみ橋や仲見世商店街、河内の大杉など、ドラマの様々な場面で本市が舞台となっており、市内外と問わず、多くの方々に注目される好機であると考えております。</p> <p>このように、沼津が誇る自然や風景、にぎわいスポットなどの地域資源が放映されることで、本市の魅力のPRにつながり、本市を訪れる方、訪れたいと思う方が増えることを期待するものであります。</p> <p>このことを踏まえ、本市のHPでは、沼津に関する映画・TV番組の情報を掲載し、放送日時やロケ地等を発信しています。</p> <p>今後も、フィルムコミッション活動及びロケ情報の発信を継続していくことにより、本市の特色を内外にアピールするとともに、郷土愛の醸成や地域の活性化を図り、沼津を元気にする一助としてまいりたいと考えております。</p>	観光戦略課